

感染症対策の基盤整備

目次

第1節

- 1 事業の体系..... 189
- 2 感染症対策部事業関連計画..... 190
- 3 感染症対策部事業関連統計..... 191

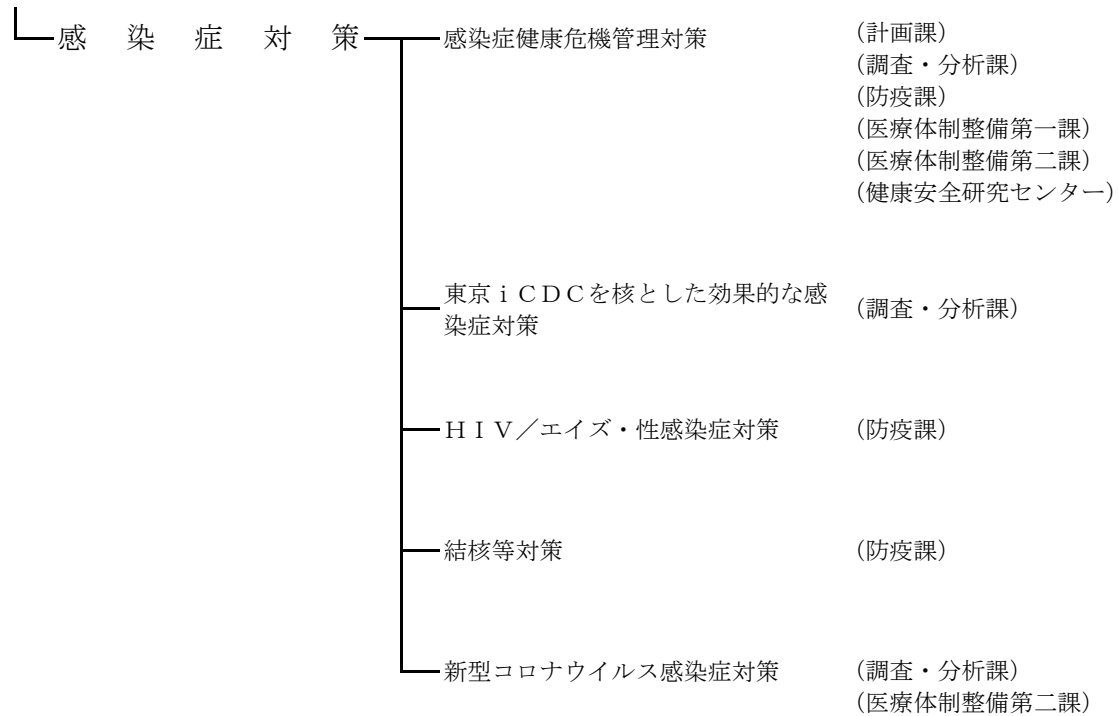
第2節

- 1 感染症対策..... 192

第 1 節

1 事業の体系

感染症対策の基盤整備



2 感染症対策部事業関連計画

(1) 東京都感染症予防計画（平成11年6月策定、令和6年3月改定）

新型コロナウイルス感染症等への対応等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都は、令和4年12月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の改正及び令和5年5月の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を踏まえ、令和6年3月に東京都感染症予防計画を改定し、感染症対策の充実・強化を図っている。

(2) 東京都結核予防推進プラン（平成19年3月策定、平成30年8月改定）

「東京都感染症予防計画」（結核予防法の感染症法への統合に伴い、東京都結核予防計画を統合）の取組を具体化するため、平成30年8月に「東京都結核予防推進プラン」を改定し、これに基づき、都、保健所及び区市町村による結核対策の充実・強化を図っている。

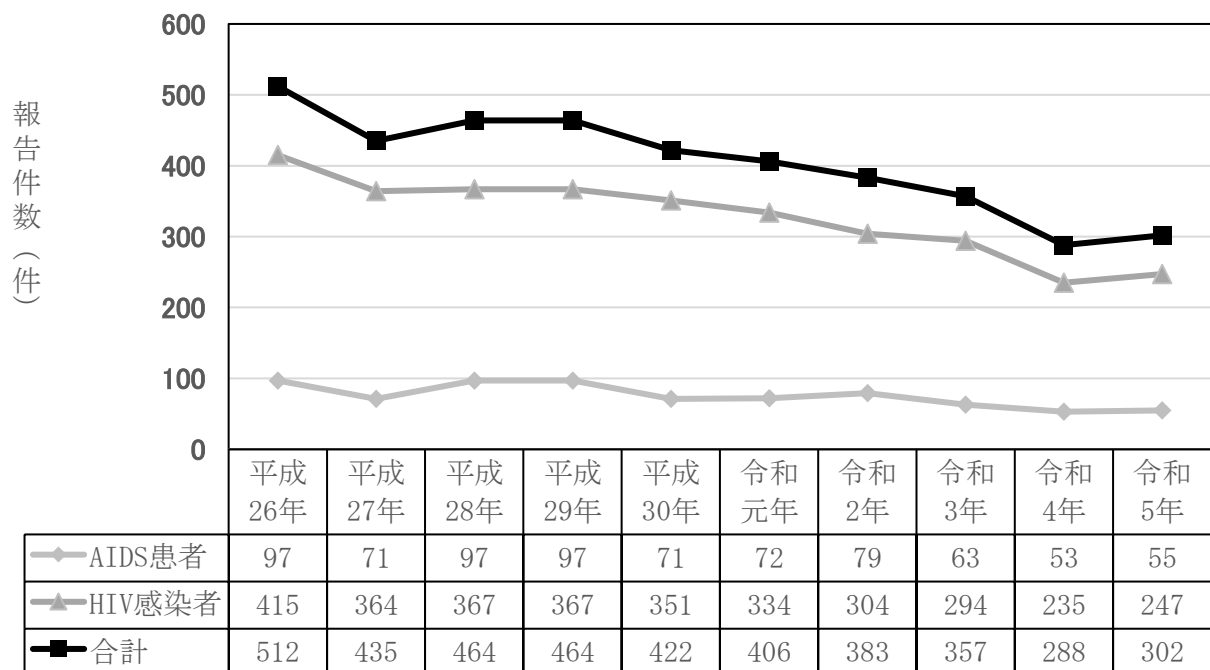
(3) エイズ対策の新たな展開（平成21年5月策定）

平成21年5月、エイズ対策に係る都の取組の全体像を取りまとめるとともに、今後取り組んでいく目標とその具体的な方策として4つの柱、10の「プラン」、今後拡充する取組を明記した22の「アクション」から成る「エイズ対策の新たな展開」を取りまとめた。これに基づき、エイズ及びH I V感染に対する理解の促進を図りながら、特定非営利活動法人や企業等様々な主体と連携し、感染拡大の防止とH I V陽性者への支援を両輪に位置付けた、より実効性の高いエイズ対策を推進している。

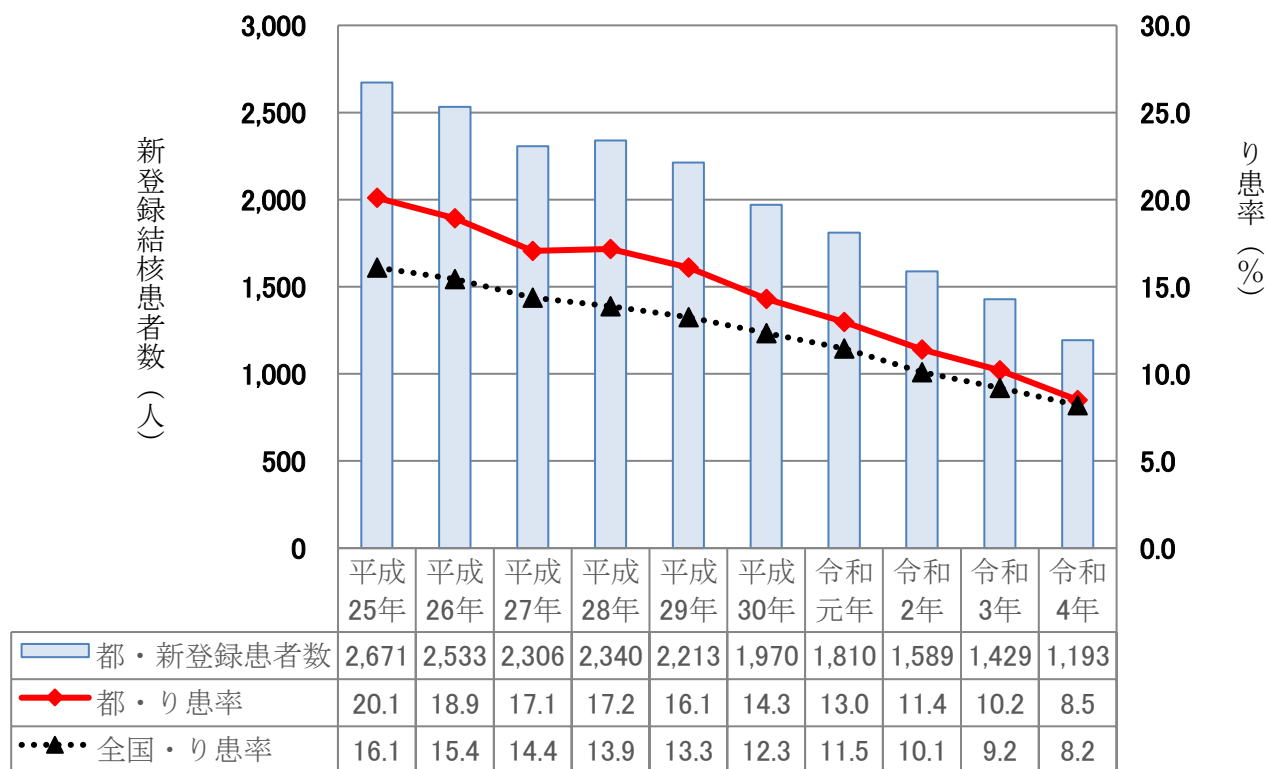
3 感染症対策部事業関連統計

(1) 感染症対策

東京都のH I V感染者及びエイズ患者新規報告数の年次推移



東京都の新登録結核患者数及びり患率の年次推移



第2節

1 感染症対策

新興・再興感染症をはじめとする感染症の脅威から都民を守るため、感染症対策の充実・強化を図っている。

(1) 感染症健康危機管理対策

ア 新興・再興感染症対策

都民の安心と安全をより確かなものとするために、新型コロナウイルス感染症対応での経験等を踏まえて、新興・再興感染症対策に万全の備えをもって臨めるよう、必要な準備に取り組んでいる。

(ア) 東京都感染症予防計画

感染症法の規定に基づき、都の感染症対策の基本計画である「東京都感染症予防計画」（以下「予防計画」という。）を策定している。

(イ) 「東京都感染症対策連携協議会」の設置及び運営【「未来の東京」戦略】

感染症法の規定に基づき、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うため、特別区及び保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関からなる東京都感染症対策連携協議会を令和5年6月に設置した。予防計画の協議等を行う場としても活用するとともに、平時からの意思疎通、情報共有及び連携の推進を図っている。

(ウ) 「東京都新たな感染症対策委員会」の設置及び運営

国際都市東京の地域特性にあった新興・再興感染症対策の強化を図るため、平成9年7月に学識経験者等による「東京都新たな感染症対策委員会」を設置している。平成11年度には、委員会での検討を踏まえ、「東京都感染症マニュアル」を策定し、感染症発生時に適切な対応が図れるよう方向性を示した。平成30年3月には、ジカウイルス感染症等の新たな感染症などにも対応するため、近年における感染症法の改正、国の基本指針の改正の動きや国内外における感染症の状況を踏まえ、マニュアルを改定した。

(エ) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、平成17年12月に策定した「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、サーベイランス体制や地域における医療体制の整備、医療物資の備蓄等を行った。

平成19年3月には、庁内体制及び保健医療体制や患者発生時の具体的な対策を定めた「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。

平成23年4月には、医療を主体とした「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療提供体制ガイドライン」（平成20年5月策定）にサーベイランス、相談体制などを加え、

保健医療全般の取組について明記し、「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」として改定した。また、平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行を受け、政府行動計画に基づく「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成30年7月変更）や、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（暫定版）」（令和5年3月改正）を策定した。

イ 感染症対策強化事業（平成27年度事業開始）

（ア）蚊媒介感染症対策

平成26年夏に、約70年ぶりにデング熱の国内感染患者が発生し、都内を中心に100名を超える患者が報告されたことを踏まえ、都は、平成27年6月に「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」を策定し、平成28年5月に中南米等でのジカウイルス感染症流行を踏まえた改正を行った。この行動計画に基づき、蚊が本格的に発生する時期に先立つ6月を「蚊の発生防止強化月間」とし、集中的な普及啓発を実施するとともに、媒介蚊のサーベイランスを25施設で実施している。

また、患者発生時の感染拡大防止策として、疑い患者の迅速検査の体制を整備するとともに、患者の行動歴等の情報から、ウイルスを保有する媒介蚊発生の可能性があるハイリスク地点を絞り込み、ホームページを通じて情報提供を行う体制を構築している。（実施主体：東京都）

（イ）一類感染症等対策

エボラ出血熱をはじめとする一類感染症等の患者発生時に備え、感染症指定医療機関への患者移送及び指定医療機関における受入れが円滑にできるよう定期的に訓練を実施する。

また、医療従事者等の感染防止を徹底するための資器材の充実を図るとともに、感染症指定医療機関及び関係機関の連絡会議等により関係者の緊密な連携体制を確保する。（実施主体：東京都）

（ウ）感染症全般に係る対策

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、海外旅行者や外国人入国者等への啓発用印刷物の配布や企業等における研修のための資材提供を行う。

また、外国人患者対応の講習会を実施するなど、一般医療機関での感染症対応を支援する。（実施主体：東京都）

ウ 感染症健康危機管理情報ネットワーク（平成17年度事業開始）

感染症指定医療機関、保健所等の感染症対策に携わる諸機関及びアジア感染症対策プロジェクト参加の12都市間を結ぶ情報ネットワークを構築し、感染症に係る情報収集・分析機能を強化することにより、感染症危機管理能力の向上を図る。

エ アジア感染症対策プロジェクト

新たな感染症の発生時に、アジアの大都市間で直接情報の交換を行い、感染症に対する迅

速な対応を可能にするため、平常時から共同調査研究等を通じた各都市の経験・ノウハウの共有化や人材育成に取り組む。

(ア) 専門家（医師・研究者）による恒常的・強固なネットワークの構築

アジア感染症対策プロジェクト会議の開催

(イ) 人材育成

アジア感染症対策研修の実施

(ウ) 共同調査研究

アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で研究し、各都市の対策に活用する。

(エ) 感染症情報ネットワークシステムを活用した平時からの情報交換

(オ) 海外派遣研修

医師等の専門職を熱帯感染症の診療や研究で実績のある海外の機関に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、感染症発生時の対応力の強化を図る。

オ 感染症発生動向調査

感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、その結果を感染症対策の関係機関や都民等への確に提供・公開することにより、必要な予防対策を講じ疾病のまん延を防止する。（実施主体：東京都（一部を公益社団法人東京都医師会に委託））

カ 感染症救急搬送サーベイランス

救急搬送時における患者の症状等の情報を迅速に収集、解析する「感染症救急搬送サーベイランス」により、感染症の異常な発生を探知し、迅速に対応することで、被害の広がりを最小限に抑える。（実施主体：東京都）

キ 感染症医療対策

(ア) 感染症指定医療機関（結核に係る指定医療機関を除く。）の指定（平成11年度事業開始。ただし第一種及び第二種協定指定医療機関は令和6年度事業開始。）

一類及び二類感染症等の入院患者に対する、良質かつ適切な医療の提供体制を確保することを目的として、開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定している。（第一種 4病院、第二種 11病院）

また、新興感染症発生時に機動的に対応できる体制を確保するため、令和6年3月改定の東京都感染症予防計画では、新興感染症発生時に対応する病床数、外来診療を行う医療機関数等の数値目標を設定しており、平時から感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を第一種協定指定医療機関として、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を第二種協定指定医療機関として、指定している。

(イ) 感染症医療費公費負担（平成11年度事業開始）

一類又は二類感染症等により患し、入院の勧告又は措置により感染症指定医療機関等に入院し、医療を受けた患者の入院医療費を公費で負担する。ただし、各種医療保険等を適用できる部分を除く。

また、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症により患し、外出自粛の協力を求められた患者が第二種協定指定医療機関等で受けた外来・在宅医療の費用について公費で負担する。ただし、新型インフルエンザ等感染症の公費負担については各種医療保険等を適用できる部分を除く。

(ウ) 医療体制の充実

a 新興感染症患者の受入医療機関の確保

新興感染症等の発生に備え、平時から感染症法に基づく医療措置協定を医療機関と締結し、感染症発生時に必要な医療提供ができるよう段階的に対応する体制を確保している。

b 協定締結医療機関への支援（令和6年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

医療措置協定を締結した医療機関に対して、施設整備・設備整備に要した費用の補助を実施している。また、協定締結医療機関に対して研修・訓練の実施を支援するため、基本的な感染対策の研修動画の配信等を行う。

c 検査能力の確保

新興感染症が発生した際にも迅速に検査が実施されるよう、都内の協定締結医療機関を対象に、PCR検査の機器の整備費を補助している。また、協定締結医療機関を対象に、PCR検査機器精度管理の技術支援や講習会等を実施し、精度の維持・向上を図り、検査能力を確保している。

さらに、平時より新興感染症の発生早期の対応に備えるため、健康安全研究センターの検査機器の購入や検査試薬の確保により、検査体制を強化している。

d 医薬品及び医療資器材等の備蓄

新型インフルエンザ等感染症対策のため、抗インフルエンザウイルス薬及び患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための個人防護具について、目標数を備蓄している。

e 感染症医療や疫学の専門人材等の育成

感染症発生時等に都の感染症対策を支える医師の確保に向け、感染症医療や疫学の専門家を目指す医師を採用し、感染症指定医療機関や保健所などの行政機関等において専門研修を実施し、育成を図る。また、医療機関に対し従事職員の感染管理認定看護師等の専門資格の取得に係る経費を支援するとともに、感染管理の指導的役割を担う院内感染対策リーダーを養成する。

大学研究者からの事業提案を受け、人的資源に限りのある中小病院における新型コロナ

ウイルスのクラスター事例に着目し、東京医科歯科大学と連携して感染拡大要因を分析し、それを踏まえた教育コンテンツの開発や講習会の実施により、地域における感染症への対応能力向上を図る。

f 地域医療体制の強化

都内10のブロックにおいて、各地域の保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関とともに、発生段階に応じてそれぞれが担う具体的な役割と連携策等について協議を進め、地域医療体制の強化を図る。

g 医療体制戦略ボードの設置（令和3年度事業開始）

感染症医療体制戦略ボードを設置し、あらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制について専門家からの助言を受け、必要な体制を確保している。

ク 感染対策支援チーム【「未来の東京」戦略】

都内の医療機関、社会福祉施設等において施設内感染が発生した場合に、保健所からの要請に基づいて医師や看護師等の専門家から成る感染対策支援チームを派遣し、感染拡大防止のための助言等の必要な支援を行う。（実施主体：東京都）

ケ 予防接種

(ア) 健康被害救済措置

予防接種法に基づく予防接種により健康被害を受けた都内居住者に対し、同法に基づき医療費等を給付する。（実施主体：区市町村）

(イ) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業（令和3年度事業開始、令和6年度一部変更）

定期予防接種の経過措置期間中に接種することができなかった方の個人負担の軽減を図るため、自己負担額の一部を区市町村を通じて補助する。（実施主体：区市町村）

(ウ) 帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業（令和5年度事業開始）

個人負担の軽減を図るため、50歳以上の方を対象とする帯状疱疹ワクチンの任意予防接種に係る費用の一部を区市町村を通じて補助する。（実施主体：区市町村）

(エ) HPVワクチン男性接種補助事業（令和6年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

個人負担の軽減を図るため、小学6年生相当から高校1年生相当の男性を対象とするHPVワクチンの任意接種に係る費用の一部を区市町村を通じて補助する。（実施主体：区市町村）

(オ) 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業（令和6年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

子育て支援の観点から、2回接種が必要な13歳未満の方の負担軽減のため、任意接種に係る費用の一部を区市町村を通じて補助する。（実施主体：区市町村）

(カ) 予防接種接種率向上対策事業（令和6年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

予防接種法に基づく定期接種の接種率向上や、感染症の流行状況に応じた予防接種の普及

啓発活動を実施する。(実施主体：東京都)

(2) 東京 i C D C を核とした効果的な感染症対策【「未来の東京」戦略】

感染症に関する危機管理、調査・分析・評価、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う新たな組織として、令和2年10月1日に東京 i C D C を立ち上げ、専門家ボード等を設置し、エビデンスに基づいた提言・助言を行っている。

また、平時から、感染症医療人材の育成や国内外の自治体・研究機関等とのネットワークの構築などを通じて、インテリジェンス機能を強化するとともに、危機発生時は、平時のインテリジェンス機能を生かして、迅速かつ効果的に対応を図る緊急時オペレーション機能を発揮していく。(実施主体：東京都)

(3) H I V／エイズ・性感染症対策

ア H I V／エイズの普及啓発

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）の感染拡大防止と、H I V感染者・エイズ患者が安心して生活できる社会の実現に向けて、効果的な普及啓発活動を展開する。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

また、若者のピア・エデュケーターが同世代の若者にエイズに関する情報や命の大切さを伝えるピア・エデュケーション事業や、エイズ啓発拠点事業を実施するとともに特定非営利活動法人等との連携の強化などにより、対象者層に応じた効果的な予防啓発活動を行っている。(実施主体：東京都（一部委託）)

イ H I V／エイズ相談・検診体制の充実

都民が利用しやすい電話相談体制（保健所及び東京都H I V／エイズ電話相談）を構築し、相談者のH I V／エイズに関する不安の解消を図っている。同時に、保健所、東京都新宿東口検査・相談室及び多摩地域検査・相談室において匿名無料のH I V検査を実施し、感染の早期発見を促す。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

ウ エイズ医療体制の整備

H I V感染者・エイズ患者の医療需要に適切に対応するため、診療協力病院を確保し、医療体制を整備する。(実施主体：東京都)

(ア) エイズ診療協力病院の確保

中核拠点病院：拠点病院等に対する研修の実施及び連携の促進

拠点病院：H I V／エイズに関する総合的かつ高度な医療の提供

連携病院：歯科等専門分野における高度な医療の提供

(イ) エイズ診療協力病院への支援

(ロ) エイズ診療協力病院運営協議会の開催

(エ) エイズ協力歯科医療機関紹介事業の実施（公益社団法人東京都歯科医師会へ委託）

(オ) 医療従事者への意識啓発

エ H I V／エイズ療養支援体制

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、H I V感染者・エイズ患者への在宅での療養を支援する体制を整備するとともに、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保する。

(実施主体:東京都)

オ 性感染症対策

近年、梅毒感染者が急増している状況を踏まえ、特設サイトによる性感染症に関する情報発信や普及啓発を強化する。また、都保健所や検査・相談室における匿名・無料の検査・相談を拡充するとともに、検査予約サイトの開設により検査予約の利便性を向上させ、検査の受検を促進する。さらに、医療従事者向け研修の実施等により受診可能な医療体制を確保するなど、梅毒の予防及びまん延防止、医療の一貫した対策を行い、有識者や関係機関とも連携して、まん延防止及び感染者の早期発見・適切な医療提供の推進を図る。(実施主体:東京都、特別区、八王子市及び町田市)

(4) 結核等対策

ア 結核発生動向調査

結核に関する情報を迅速に収集、解析することにより、必要な予防対策を講じ疾病のまん延を防止することを目的とする。(実施主体:厚生労働省、東京都、特別区、八王子市及び町田市)

イ 結核健康診断

感染症法及び予防接種法に基づき、健康診断と予防接種を実施し、結核患者の早期発見と発生防止を図る。(実施主体:東京都、区市町村及び事業者)

ウ 結核医療

結核患者の医療を担う結核医療機関を整備し、医療体制を構築するとともに、医療費の助成により患者の負担を軽減する。(実施主体:東京都、特別区、八王子市及び町田市)

エ 結核地域医療ネットワーク推進事業(平成20年度事業開始)

結核医療をネットワーク化し、D O T S(直接服薬確認療法)を用いた手法により、地域において結核患者を治療中断することなく治療完了まで支援する体制を構築する。(実施主体:東京都)

オ 結核業務における患者対応管理ツールの導入(令和6年度事業開始)【新規】【「未来の東京」戦略】

都保健所の結核患者・接触者の情報をデジタル化し、データベースを利用して業務の効率化を進める。(実施主体:東京都)

カ ハンセン病対策

東京都出身のハンセン病療養所入所者に対する支援を行うとともに、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図る。(実施主体:厚生労働省及び東京都)

(5) 新型コロナウイルス感染症対策

ア ゲノム解析の実施（令和２年度事業開始）

変異株の発生状況を把握するため、健康安全研究センター等においてゲノム解析を実施している。

イ 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策（令和３年度事業開始）

新型コロナウイルス感染症の後遺症の理解促進に向け、ホームページで情報発信を行うとともに、後遺症に悩む方が身近な地域で受診できるよう、後遺症対応医療機関を公表している。また、後遺症診療に関する最新の知見や情報を提供するため、医療従事者を対象とした研修会を定期的に実施している。

ウ 新型コロナウイルスワクチン副反応への対応体制の確保（令和２年度事業開始）

「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設し、専門的な相談に応じている。

また、接種後の副反応を疑う症状を呈する患者について、かかりつけ医等が紹介できる専門的な医療機関を確保している。（実施主体：東京都）